

令和6年度厚生労働省調達改善計画

1 調達改善計画の目的

厚生労働省では、これまでも調達の適切性、透明性の確保、効率性の向上等を目指して調達改善に係る取組を行ってきたが、令和6年度においても、引き続き、PDCAサイクルにより透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととする。

なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

2 調達の現状分析

表1 令和4年度厚生労働省における調達の契約種別 (単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	4,646	58%	1,469	28%
	企画競争による随意契約	61	1%	21	0%
	公募による随意契約	191	2%	184	3%
	不落・不調による随意契約	178	2%	74	1%
	小計	5,076	63%	1,747	33%
競争性のない随意契約		2,967	37%	3,541	67%
合計		8,043	100%	5,287	100%

(注1) 令和4年度の契約に関する統計（少額随意契約は含まない。）に基づき作成。

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

<契約種別に関する分析>

厚生労働省（地方支分部（支）局・施設等機関・外局を含む。）における令和4年度の調達は8,043件、5,287億円（前年度比▲0.5%、▲46%）、うち競争性のある契約は5,076件、1,747億円（前年度比▲3.4%、▲27%）、競争性のない随意契約は2,967件、3,541億円（前年度比+5.1%、▲51%）となっている。

令和4年度は、令和3年度と比較して契約件数に大きな変化はない一方で、契約金額が著しく減少している。これは、競争性のない随意契約における契約金額の半減によるもので、具体的には、新型コロナウイルス感染症対策に係る多額の契約案件（1件あたり最高1,374億円）の減少のためである。

また、競争性のない随契契約（2,967件）の主な内訳は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合が2,417件（81%）、緊急の必要により競争に付することができない場合が255件（8.6%）、その他の理由によるものが295件（9.9%）となっており、特に契約の性質又は目的が競争を許さない場合について、引き続き、随契理由の精査を行っていく必要がある。

表2 令和4年度厚生労働省における調達に応札状況

(単位：件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	1,730	812	2,916	656	4,646	1,469
割合	37%	55%	63%	45%	100%	100%
企画競争による随意契約	60	21	1	0	61	21
割合	98%	100%	2%	0%	100%	100%
公募による随意契約	122	83	62	99	184	181
割合	66%	46%	34%	55%	100%	100%

(注1) 令和4年度の契約に関する統計(少額随意契約は含まない。)に基づき作成。

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 表2の「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について(平成18年財計第2017号)」1.(2)②ホ(イ)及びへ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借り上げについて、日時、場所、及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申し込みがあった場合には、全てのものと契約するもの」(タクシーチケット供給業務など複数者との契約を前提としているもの)については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。

(注4) 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続(競争契約又は企画競争による随意契約)により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における応札(応募)者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約に参加した応札(応募)者数により整理する。

(注5) 応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。

表3 令和4年度厚生労働省における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

		本省		地方支分部局等		府省庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 (A)	23	8	287	71	310	79
	割合 (A/I)	1%	0%	5%	4%	4%	2%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	8	0	62	3	70	3
	割合 (B/I)	0%	0%	1%	0%	1%	0%
	小計※4	31	8	349	74	380	83
物 品 役 務 等	情報システム (C)	268	1,044	119	19	387	1,062
	割合 (C/I)	14%	30%	2%	1%	5%	20%
	電力(D)	2	7	134	36	136	43
	割合 (D/I)	0%	0%	2%	2%	2%	1%
	ガス(E)	1	2	66	9	67	11
	割合 (E/I)	0%	0%	1%	0%	1%	0%
	調査研究(F)	287	100	75	10	362	110
	割合 (F/I)	15%	3%	1%	1%	5%	2%
	その他役務(G)	1,018	1,281	4,154	1,609	5,172	2,890
	割合 (G/I)	55%	37%	67%	88%	64%	55%
物品等製造・購入 (H)	260	1,007	1,279	81	1,539	1,088	
割合 (H/I)	14%	29%	21%	4%	19%	21%	
	小計※4	1,836	3,441	5,827	1,764	7,663	5,204
	合計 (I)	1,867	3,449	6,176	1,838	8,043	5,287
		23%	65%	77%	35%		

(注1) 令和4年度の契約に関する統計等(少額随意契約は含まない。)に基づき作成。

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 電力・ガスについては、契約件名に「電力、電気、ガス」が含まれるもののうち、庁舎の維持管理等に係るものを抽出している。また、情報システムについては大臣官房会計課が保有する情報から、「情報システム」に分類しているデータを抽出している。また、調査研究については、契約件名に「調査」、「統計調査」、「研究」が含まれるものを抽出している。

(注4) その他役務(G)、物品等製造・購入(H)は、情報システム・電力・ガス・調査研究を除く。

(注5) 欄外の計数は、契約件数・契約金額の(本省/府省庁全体)及び(地方支分部局等/府省庁全体)の割合である。

### <調達経費に関する分析>

調達分野別では、その他役務に関する調達が5,172件、2,890億円(64%、55%)、物品等製造・購入に関する調達が1,539件、1,088億円(19%、21%)、情報システムに関する調達が387件、1,062億円(5%、20%)となっており、これらの経費で契約件数の88%、契約金額の96%を占めている。

公共調達委員会の審査対象となる「概算所要見込額が1,000万円以上の競争入札案件及び500万円以上の随意契約案件」は3,173件、5,114億円(39%、97%)であり、金額面の大半を占めていることから、調達分野を問わず、公共調達委員会の取組を更に加速していくことが重要である。

表4 令和4年度厚生労働省における競争契約における調達経費の内訳（本省・地方別）

（単位：件、億円）

		本省		地方支分部局等		府省庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 (A)	16	6	221	34	237	40
	割合 (A/I)	1%	1%	6%	7%	5%	3%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	4	0	56	3	60	3
	割合 (B/I)	0%	0%	2%	1%	1%	0%
	小計	20	6	277	37	297	43
物 品 役 務 等	情報システム (C)	128	405	58	10	186	414
	割合 (C/I)	12%	43%	2%	2%	4%	28%
	電力(D)	2	7	66	19	68	26
	割合 (D/I)	0%	1%	2%	4%	1%	2%
	ガス(E)	1	2	24	7	25	8
	割合 (E/I)	0%	0%	1%	1%	1%	1%
	調査研究(F)	215	59	63	7	278	66
	割合 (F/I)	20%	6%	2%	1%	6%	4%
	その他役務(G)	585	418	1,902	368	2,487	786
	割合 (G/I)	54%	44%	54%	70%	54%	54%
物品等製造・購入(H)	140	51	1,165	74	1,305	125	
割合 (H/I)	13%	5%	33%	14%	28%	9%	
	小計	1,071	942	3,278	485	4,349	1,425
	合計 (I)	1,091	948	3,555	521	4,646	1,469

23%                      65%                      77%                      35%

（注1）令和4年度の契約に関する統計等（少額随意契約は含まない。）に基づき作成。

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注3）欄外の計数は、契約件数・契約金額の（本省／府省庁全体）及び（地方支分部局等／府省庁全体）の割合である。

<競争契約に関する分析>

調達分野別では、その他役務に関する調達が2,487件、786億円（54%、54%）、物品等製造・購入に関する調達が1,305件、125億円（28%、9%）、情報システムに関する調達が186件、414億円（4%、28%）となっており、これらの経費で契約件数の86%、契約金額の91%を占めている。

また、表3の物品等製造・購入に関する調達（再掲：1,539件、1,088億円（19%、21%））と比較すると、物品等製造・購入に関する調達は競争契約による契約件数割合が高いものの、競争契約による契約金額割合が低下している。これは、高額の物品等製造・購入は随意契約により調達していることを示しており、物品等製造・購入の随契理由、数量及び単価の妥当性を精査する必要性が高いことが窺える。

表5 令和4年度厚生労働省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳  
(本省・地方別) (単位：件、億円)

		本省		地方支分部局等		府省庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 (A)	6	2	72	12	78	14
	割合 (A/I)	1%	0%	6%	5%	5%	2%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	1	0	22	2	23	2
	割合 (B/I)	0%	0%	2%	1%	1%	0%
小計		7	2	94	14	101	16
物 品 役 務 等	情報システム (C)	83	344	35	5	118	349
	割合 (C/I)	16%	59%	3%	2%	7%	43%
	電力(D)	2	7	49	14	51	21
	割合 (D/I)	0%	1%	4%	6%	3%	3%
	ガス(E)	0	0	10	3	10	3
	割合 (E/I)	0%	0%	1%	1%	1%	0%
	調査研究(F)	100	41	38	4	138	45
	割合 (F/I)	19%	7%	3%	2%	8%	6%
	その他役務(G)	294	159	734	172	1,028	331
	割合 (G/I)	56%	27%	61%	77%	59%	41%
物品等製造・購入(H)	39	35	245	12	284	47	
割合 (H/I)	7%	6%	20%	5%	16%	6%	
小計		518	586	1,111	210	1,629	796
合計 (I)		525	588	1,205	224	1,730	812

30% 72% 70% 28%

(注1) 令和4年度の契約に関する統計等(少額随意契約は含まない。)に基づき作成。

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 欄外の計数は、契約件数・契約金額の(本省/府省庁全体)及び(地方支分部局等/府省庁全体)の割合である。

### <応札状況に関する分析>

一者応札については、1,730件、812億円(前年度比▲0.3%、+18%)となっており、契約件数に大きな変化はない一方で、一者応札による契約金額が約2割増加している。

一者応札による契約金額の増加要因に分析したところ、令和4年度において一者応札となった案件のうち、契約金額が上位10件までの契約金額の合計は337億円だが、令和3年度は211億円であり、一者応札による契約金額が126億円増加した。これは、大規模な情報システムの更改・運用等(1件あたり最高77億円)が一者応札となったこと等による。

調達分野別では、その他役務に関する調達が1,028件、331億円(59%、41%)、情報システムに関する調達が118件、349億円(7%、43%)となっており、これらが一者応札による契約金額の大半を占めている。

一者応札の改善については、特に情報システム及びその他役務に関する調達に注力する必要性が極めて高く、公共調達委員会等が積極的に役割を果たすことが期待される。

### 3 調達改善の取組内容

令和6年度の調達改善に関する取組内容として、以下を実施する。

- (1) 重点的な取組として、「調達改善に向けた審査・管理の充実」、「企画競争の原則禁止」及び「調達事務のデジタル化の推進」を実施する。(詳細は別紙1のとおり。)
- (2) その他の取組として、汎用的な物品・役務の共同調達等の取組を実施する。(詳細は別紙2のとおり。)

### 4 自己評価の実施方法

上半期終了後及び年度終了後、速やかに調達改善計画の実施状況（実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等）について、自己評価を行うとともに、その結果をホームページにより公表する。また、自己評価の結果は、今後の調達改善計画の実施や策定に反映する。

### 5 調達改善の推進体制

#### (1) 推進体制の整備

行政改革推進室（室長：総括審議官）が調達改善計画を決定し、進捗把握・管理及び自己評価・検証を行う。

調達改善計画の策定等の実務的な作業は、行政改革推進室の下で大臣官房会計課会計企画調整室が実施する。

#### (2) 外部有識者の活用

調達改善計画を推進するに当たっての問題点の抽出、取組に関する監視、指導、助言等の観点から、公共調達委員会の委員等に、外部有識者としての意見を求める。また、調達改善計画の策定や自己評価の実施等の際には、原則として、事前に外部有識者の意見を求めることとする。

委員会名	属性
厚生労働省公共調達委員会（事前審査）（一般会計）	大学教授 民間有識者 公認会計士
厚生労働省公共調達委員会（事前審査）（特別会計） ※ 会計・勘定を単位に3委員会を設置している。	弁護士 大学教授 国立研究所研究者 公認会計士

※ 厚生労働省公共調達委員会においては、調達仕様書等の事前審査を行うことから、委員名は対外秘としている。

委員会名	委員名	現職
厚生労働省公共調達 中央監視委員会 (事後審査)	【第一分科会】	
	遠山 康 氏	遠山康法律事務所 弁護士
	枝松 広朗 氏	あおば公認会計士共同事務所 公認会計士
	小菅 瑠香 氏	学校法人芝浦工業大学 准教授
	【第二分科会】	
	倉井 潔 氏	倉井潔税理士事務所 税理士
高橋 裕 氏	学校法人専修大学商学部 教授	
松原 健一 氏	安西法律事務所 弁護士	